

# 特定非営利活動法人れじりえんす定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人れじりえんすという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高次脳機能障がい者或いは同障がい児の社会復帰、社会参加の促進、介護施設等の斡旋、就労支援の事務処理の受託に関する事業を行い、高次脳機能障がいの啓発活動によって社会的弱者である高次脳機能障がい者或いは同障がい児の人権擁護を図るとともに、健康で文化的、快適な生活の増進、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
- ② 高次脳機能障がい者の相談支援、傾聴事業
- ③ 高次脳機能障がい者の就労移行支援事業
- ④ ボランティアの支援とボランティアの養成事業
- ⑤ 高次脳機能障がいの啓発事業
- ⑥ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ⑦ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ⑧ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

- ⑨ 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- ⑩ 介護保険法に基づく第1号通所事業
- ⑪ 介護保険外の有償サービス事業
- ⑫ 一般乗用旅客自動車運送事業
- ⑬ 特定旅客自動車運送事業
- ⑭ その他法人の目的達成のために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 不動産の賃貸借管理業
- ② 古物営業法に基づく古物商

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の事業に参加するために入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金及び会費は、会員資格を喪失した理由の如何を問わず、返還しない。

#### 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 10 人以下
  - (2) 監事 1 人以上 3 人以下
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は正会員の中から選任し、監事は総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日

から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利がい関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名若しくは署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利がい関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名若しくは署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書

類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の  
多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 藤田智也

副理事長 稲津香

理事 松永裕介

監事 堂上輝子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年7月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年4月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 10,000円  
正会員会費 60,000円(1年間分)
- (2) 準会員入会金 5,000円  
準会員会費 12,000円(1年間分)

- (3) 賛助会員入会金 3,000 円  
賛助会員会費 6,000 円(1 年間分)

# 令和6年度事業計画書

( 令和6年5月1日から令和7年4月30日まで )

特定非営利活動法人 れじりえんす

## I 事業の実施方針

新事業着手のため、新たに組織の基盤作りのために、積極的な広報活動、啓発活動を行い地域の住民に本法人を認知されるような活動を行う。

特定非営利活動に係る事業については、介護事業サービス、障害福祉サービスの指定権者としての活動を中心として、訪問介護事業、居宅介護事業を行う。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) ボランティアの支援とボランティアの養成事業

【内 容】 配食サービス

【実施場所】 堺市中区新家町 582-21

【実施日時】 毎週火曜日・金曜日

【事業の対象者】 障がい者・高齢者

【収 入】 円 ( )

【支 出】 327,520 円 (旅費交通費 27,520 円 建物賃借費 25,000 円×12 カ月 )

#### (2) 定款第5条第1号の⑦、⑧、⑨、⑩に該当する事業

【内 容】 訪問介護

【実施場所】 堺市中区新家町 582-21

【実施日時】 日曜・祝日を除く毎日

【事業の対象者】 高齢者

【収 入】 9,292,500 円 (介護報酬 6195 円×5 人×25 日×12 カ月)

【支 出】 8,258,400 円 (人件費 サービス提供責任者 300,000 円×12 カ月

従事者 220,000 円×12 カ月

法定福利費 998,400 円 その他経費 85,000 円×12 カ月)

#### (3) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業

【内 容】 居宅介護・重度訪問介護・同行援護

【実施場所】 堺市中区新家町 582-21

【実施日時】 日曜・祝日を除く毎日

【事業の対象者】 障がい者

【収 入】 9,372,000 円 (介護報酬 6248 円×5 人×25 日×12 カ月 )

【支 出】 1,020,000 円 (人件費 サービス提供責任者 介護サービス事業と重複

従事者 介護サービス事業と重複

その他経費 85,000 円×12 カ月)

#### (4) 定款第5条第1号の②、③、⑤、⑥、⑪、⑫、⑬、⑭に該当する事業は実施予定なし

### 2 その他の事業

定款第5条第2号①及び②の事業については、今年度は行いません

# 令和7年度事業計画書

( 令和7年5月1日から令和8年4月30日まで )

特定非営利活動法人 れじりえんす

## I 事業の実施方針

前年に引き続き、積極的な広報活動、啓発活動を行い地域の住民に本法人を認知されるような活動を行う。

特定非営利活動に係る事業については、介護事業サービス、障害福祉サービスの指定権者としての活動を中心として、訪問介護事業、居宅介護事業を行う。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) ボランティアの支援とボランティアの養成事業

【内 容】 配食サービス

【実施場所】 堺市中区新家町 582-21

【実施日時】 毎週火曜日・金曜日

【事業の対象者】 障がい者・高齢者

【収 入】 円 ( )

【支 出】 327,500 円 ( 旅費交通費 27,500 円 建物貸借費 25,000×12 カ月 )

#### (2) 定款第5条第1項の⑦、⑧、⑨、⑩に該当する事業

【内 容】 訪問介護

【実施場所】 堺市中区新家町 582-21

【実施日時】 日曜・祝日を除く毎日

【事業の対象者】 高齢者

【収 入】 11,151,000 円 (介護報酬 6195 円×6 人×25 日×12 カ月 )

【支 出】 8,258,400 円 (人件費 サービス提供責任者 300,000 円×12 カ月

従事者 220,000 円×12 カ月

法定福利費 998,400 円 その他経費 85,000 円×12 カ月)

#### (3) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業

【内 容】 居宅介護・重度訪問介護・同行援護

【実施場所】 堺市中区新家町 582-21

【実施日時】 日曜・祝日を除く毎日

【事業の対象者】 障がい者

【収 入】 11,246,400 円 (介護報酬 6248 円×6 人×25 日×12 カ月 )

【支 出】 1,020,000 円 (人件費 サービス提供責任者 介護サービス事業と重複

従事者 介護サービス事業と重複

その他経費 85,000 円×12 カ月)

(4) 定款第5条第1号の②、③、⑤、⑥、⑪、⑫、⑬、⑭に該当する事業は実施予定なし

### 2 その他の事業

定款第5条第2号①及び②の事業については、今年度は行いません

令和6年度活動予算書  
令和6年5月1日から令和7年4月30日まで

特定非営利活動法人れじりえんす  
(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
.....		
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
.....		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
.....		
4. 事業収益		
訪問介護事業収益(⑦、⑧、⑨、⑩)	9,292,500	
居宅介護事業収益(①)	9,372,000	
配食サービス事業収益(④)		18,664,500
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
.....		
経常収益計		18,664,500
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	6,240,000	
法定福利費	998,400	
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	7,238,400	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費	27,520	
建物貸借費	300,000	
その他経費	2,040,000	
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
.....		
その他経費計	2,367,520	
事業費計		9,605,920
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計		
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
.....		
その他経費計		
管理費計		
経常費用計		9,605,920
当期経常増減額		
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		
.....		
経常外収益計		
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		
.....		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		9,058,580
前期繰越正味財産額		-327,520
次期繰越正味財産額		8,731,060

令和7年度活動予算書

令和7年5月1日から令和8年4月30日まで

特定非営利活動法人れじりえんす  
(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
.....		
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
.....		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
.....		
4. 事業収益		
訪問介護事業収益(⑦、⑧、⑨、⑩)	11,151,000	
居宅介護事業収益(①)	11,246,400	
配食サービス事業収益(③)		22,397,400
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
.....		
経常収益計		22,397,400
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	6,240,000	
法定福利費	998,400	
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	7,238,400	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費	27,500	
建物賃借費	300,000	
その他経費	2,040,000	
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
.....		
その他経費計	2,367,500	
事業費計		9,605,900
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計		
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
.....		
その他経費計		
管理費計		
経常費用計		9,605,900
当期経常増減額		
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		
.....		
経常外収益計		
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		
.....		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		12,791,500
前期繰越正味財産額		8,731,060
次期繰越正味財産額		21,522,560